

重度心身障害者に「福祉タクシー利用券」を配付します

市では、在宅で重度の障害がある人の日常生活を支援するため、タクシー利用料金の一部（初乗料金）を助成する福祉タクシー利用券（平成29年度分）を配付します。

- 対象者 身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A・Aの人
- 交付枚数 年間最大24枚（平成30年3月まで有効）
- ※4月末までの申請は24枚。以後、月が遅れるごとに2枚ずつ交付枚数が減少します。
- ※在宅重度心身障害者自動車等燃料費助成との併給はできません。
- 申込 3月24日(金)から、身体障害者手帳・療育手帳及び印鑑を持参のうえ、下記へ
- ★障害福祉課 ☎⑤1125・☎③1963
- ★市民福祉課 ☎⑦1333・☎⑦1630

市の公用封筒に広告を掲載しませんか

市では、地域経済の活性化や財源の確保等を目的に有料広告事業を実施しています。今回、市が使用する公用封筒に掲載する有料広告を募集します。

長形3号公用封筒

- 募集期間 3月31日(金)まで（必着）
- 広告の規格等
 - ①掲載位置 封筒裏面
 - ②募集枠数 5枠
 - ③枠の大きさ おおむね縦30mm×横85mm
 - ④刷色 単色（黒）
 - ⑤印刷枚数 30,000枚
 - ⑥広告料 1枠あたり30,000円
 - ⑦掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で、5月ごろから4か月程度
- 申込 次の書類を郵送又は直接企画課（市役所3階）へ提出
 - ①有料広告掲載申込書（企画課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの）
 - ②広告の原稿（電子データ）
 - ③申込者の業務内容等がわかる書類（パンフレット等）
 - ④市町村民税の納税証明書（申込者が市外の場合）
 - 郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所企画課
 - 注意事項 ※内容によっては掲載できない場合があります。※詳しくは「本庄市有料広告事業取扱要綱」をご覧ください。企画課又は市ホームページで閲覧できます。★企画課☎⑤1157

軽自動車・バイク・農耕用トラクターなどの廃車手続きはお早めに

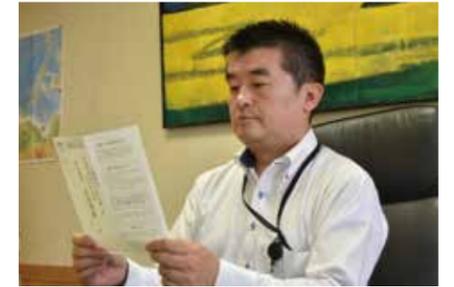
乗らなくなったバイク（盗難や譲渡の場合も含む）などは、4月1日までに廃車手続きを行わないと平成29年度も課税されます。盗難の場合は警察署へ届出をした後、所定の場所で手続きをしてください。

★課税課☎⑤1122 ★市民福祉課☎⑦1333

| 種別 | 持参するもの | 手続き場所 |
|--|--------------------------------|-------------------------------------|
| 原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車（農耕用・その他） | ナンバープレート、 標識交付証明書、印鑑 | 課税課（市役所1階） 市民福祉課（アスパアこだま内） |
| 二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下）、 二輪の小型自動車（250cc超） | ナンバープレート、車検証 （250cc超の場合）、印鑑 | 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 |
| 軽自動車（3輪・4輪） | ナンバープレート、車検証、 印鑑 | 軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112 |

「市長への手紙」に寄せられた意見と回答を公開します

「市長への手紙」に寄せられた意見と回答は、市ホームページ「市長の部屋」にて公開しています。今回の広報ではその一部要約したものをお伝えします。



はにぼん号の予約について

意見 東京より転居してきましたが、生活に車がないと、なんとも不便なことを痛感しました。そうした中、はにぼん号があることを知り利用していますが、予約を入れるのに電話がすぐに通じたことはありません。先日は朝からかけて昼すぎ9回目やっと通じました。もう少し効率の良い方法を考案して欲しいと思います。

回答 「はにぼん号・もといずみ号」の予約受付時の電話混雑の緩和に向け、予約方法の一部変更し、予約できる期間をこれまでの「利用日の前の週の月曜日から利用日当日まで」から「利用日の1週間前から利用日当日まで」といたしました。この予約期間の短縮により、1回の電話で予約できる日数が減り、結果、受付に要する時間が短縮し、電話の混雑が解消されるものと考えています。運行開始後、予約方法の初めての変更となりますので、予約状況や電話のつながり方の変化を注視してまいります。（平成28年8月23日回答）

公園の野良猫について

意見 公園に無数の猫が居るのが気になりました。悲しいことにこの辺りは捨て猫スポットとなっているようです。餌を与えに来ていた人もいました。命を軽く考え、捨てるのが一番悪いことですが、去勢しているから分からない猫たちに、むやみに餌を与えるのもどうかと思いました。

回答 現在いくつかの公園で野良猫への餌付けが問題となっております。「飢えている動物がかわいそう」といった慈悲のお気持ちからの餌を与える行為が、いたずらに繁殖を繰り返すことに繋がり、結果的に不幸な境遇の動物を増やすことになるだけでなく、食べ残しや糞害による公園及び周辺環境の汚損も生みだします。市では定期的に市内の公園を巡回し、餌付けを止めるよう警告する等の活動を実施しています。またペットの遺棄につきましても、看板での警告や巡回を実施することで、遺棄を未然に防ぐ取り組みを行っております。これ以上飼い主のいない動物を増やさないため、県等の関連機関

と連携を図り、問題の解決に取り組んでまいりますのでご協力をお願いいたします。（平成28年9月2日回答）

マリーゴールドの丘について

意見 マリーゴールドが西側だけでさみしいです。丘全体に咲くようにして頂きたい。丘の上に桜の木があれば日本の春の楽しみを、丘の上からも、下からも味わえると思います。

回答 マリーゴールドの植栽は、平成6年頃より地元の企業を中心としたボランティアによって始まり、現在では毎年秋に約10万株のマリーゴールドが咲き誇る本市の観光名所となっています。丘の頂上付近には27年度にトイレを設置し、28年度は駐車場を整備する計画となっております。また春に楽しめる芝桜や桜等の植栽・植樹も予定しておりますので、マリーゴールドの植栽面積拡大については、これら今後の整備や植栽等とのバランスを踏まえ検討してまいります。（平成28年8月15日回答）

「市長への手紙」は郵送又は市ホームページで受付しています。専用の郵送用紙は市役所1階総合案内、アスパアこだま、各図書館、各公民館、はにぼんプラザ、保健センターにあります。（郵送料金は不要です。）

★秘書広報課☎⑤1155



**団体・グループのみなさん
市長と気軽に話をしてみませんか**

市内で活動している団体・グループのみなさんから市長が直接お話を聞き、市政に生かす「市民と市長の対話集会」を行っています。市の取り組みや課題なども、市長から説明します。この機会に市政への疑問や、意見を持ち寄って市長と話をしてみませんか。

※申込・詳細については秘書広報課までお問い合わせください。※申込書は市ホームページの「市長の部屋」からダウンロードするか、秘書広報課まで（市役所3階）